

2021年8月19日

シンプレクス・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 金子 英樹

問合せ先：コーポレート・イノベーションディビジョン

03-3539-7370（代表）

証券コード：4373

<https://www.simplex.holdings/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「イノベーションを世界へ Hello World, Hello Innovation.」という経営理念のもと、事業活動を通して価値あるイノベーションを発信し、企業価値の最大化を図ることを経営の基本方針としております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築すると共に、「経営の透明性」、「経営の効率性」を高めるための体制の構築に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は現在、議決権行使プラットフォーム利用及び、招集通知の英訳を行っておりません。今後につきましては、株主構成の変化等の状況を踏まえて、導入を検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は現在、女性や外国人の取締役はおりませんが、選任にあたり国籍や性別は問いません。引き続き、持続的成長と企業価値向上の実現に最適な取締役会構成を検討してまいります。

【原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、社内登用された取締役のみならず、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役を含め構成され、期待される監督・監査機能を果たすべく意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。

なお、取締役会の実効性についての分析・評価の結果を開示することについては、今後検討すべき事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

政策保有株式について、営業上の取引関係の維持・強化、業務提携関係の維持・発展を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する等、保有する合理性があると認める場合に限り、十分な精査を踏まえて適切な数の株式を保有することとしております。

【原則 1 - 7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、関連当事者取引管理規程に基づき精査、運用を実施しております。実際の取引を行う際には、株主共同の利益を害することやその懸念を持たれることのないよう、都度取締役会の決議を経るよう定めております。

【原則 2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、現時点で企業年金はございません。

【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。また、当社の中期的な経営計画は、以下 URL に記載しております。

<https://www.simplex.holdings/news/2020/68/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会規程に基づき社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が原案を決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任については、人格・識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験・専門性を有する人物を候補者としております。

また、取締役の選解任については、取締役会の諮問機関として、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、原案の決定を行っております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知の中で、それぞれの取締役候補者について、候補者とした理由を明記しております。

【補充原則4-1-1. 取締役に対する委任の概要】

当社は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会規程により、取締役会が決定すべき事項を定めております。また、職務権限規程及び組織規程により、経営陣が迅速に意思決定し、執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性の資格要件を考慮して、独立社外取締役の独立性を判断しております。

また、独立社外取締役の選任にあたっては、高い専門性と豊富な経験、経営全般に関する知見と実績を有し、取締役会等での建設的な議論を通して、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる候補者を選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名以上、監査等委員である取締役3名以上と定款上定めております。本書提出日現在、取締役9名（内、社外取締役5名）で構成されております。経営や事業等に関する豊富な経験と高い知見、及び各分野の専門知識を有する業務執行取締役と、企業経営の経験や公認会計士等の専門性を有する社外取締役で構成されており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性について確保しております。また、当社は現在、女性や外国人の取締役はおりませんが、選任にあたり国籍や性別は問いません。引き続き、持続的成長と企業価値向上の実現に最適な取締役会構成を検討してまいります。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

取締役の重要な兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示致します。また、当社の取締役の兼任状況は、当社取締役としての職務に支障を及ぼさない合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の分析・評価】

上述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4-14-2. 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要な事業活動に関する情報・知識の提供及び研修を取締役から求めがあった際など必要に応じて実施します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話が、持続的な成長と企業価値の向上に必要なものである

と認識しております。その実現のために、公平で透明性の高い情報開示に努めてまいります。
株主・投資家の皆様との対話につきましては、コーポレート・イノベーションディビジョンを中心に、関連部署が連携しながら対応してまいります。また、年間複数回の決算説明会の開催を予定しております。
また一方で、インサイダー情報の管理について、社内規程である「インサイダー取引管理規程」に基づき、情報管理を徹底してインサイダー情報の漏洩防止に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
刈田・シンプレクス投資事業有限責任組合	19,000,000	39.3%
金子 英樹	9,016,500	18.7%
五十嵐 充	6,438,900	13.3%
従業員持株会	3,404,800	7.1%
農林中央金庫	2,377,500	4.9%
田中 健一	2,350,000	4.9%
福井 康人	1,938,800	4.0%
株式会社刈田・アンド・カンパニー	1,310,600	2.7%
KARITA & Company Micronesia Inc.	917,500	1.9%
福山 啓悟	712,500	1.5%

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社大株主の状況は、2021年8月19日現在の状況に基づく記載です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員であるものを除く）：3名以上 監査等委員である取締役：3名以上
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員であるものを除く）：1年 監査等委員である取締役：2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
秋山 良三	他の会社の出身者												
小笠原 範之	他の会社の出身者								△				
小寺 健治	他の会社の出身者												
中条 稔夫	他の会社の出身者								△				
廣田 直人	他の会社の出身者					△							

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 良三	○	—	秋山良三氏は、大手総合コンサルティングファームでの勤務経験を通じて培った豊富な知見に加え、長年の代表取締役経験を有しており、当社の事業戦略の展開において適切な意思決定がなされるよう、有益な助言が期待できることから、選任しております。
小笠原 範之	○	小笠原範之氏は、当社グループの取引先である日興コーディアル証券(株) (現: SMBC	小笠原範之氏は、金融機関における経営企画部門、人事部門及びシステム部門での幅広い知

		日興証券(株)の代表取締役副社長を務めておりましたが、2008年7月に退任しており、現時点において、株主との間に利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。	見・経験を有しており、総合的な観点から当社経営における意思決定の健全性・適正性の確保が期待できることから選任しております。
小寺 健治	○	—	小寺健治氏は、米国公認会計士としての専門知識・経験に加え、監査法人での業務経験を有するなど、当社の監査・監督体制の強化が期待できることから、選任しております。
中条 稔夫	○	中条稔夫氏は、当社グループの取引先である日興証券(株)（現：SMBC日興証券(株)）の取締役を務めておりましたが、1999年3月に退任しており、現時点において、株主との間に利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。	中条稔夫氏は、金融機関等における長年の経験及び見識を有しており、また金融機関退職後の中小企業における役員の経験により、大企業と中小企業の双方の視点から企業経営の健全性を確保するための十分な助言を期待できることから、選任しております。
廣田 直人	○	廣田直人氏は、当社グループの取引先及びローンの借入先である(株)三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の取締役を務めておりましたが、2021年6月に退任しており、現時点において、株主との間に利益相反を生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。	廣田直人氏は、金融機関等における業務執行及び企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業活動の健全性・適正性確保のための経営監視機能強化が期待できることから、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	2	0	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	(1) 内部監査室のスタッフが監査等委員会の補助使用人として兼務します。 (2) 監査等委員会スタッフは監査等委員会より受けた業務命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとし、補助人の選任や変更に関する事項は監査等委員会の事前の同意を得て行うものとします。
----------------------------	---

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

—

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査契約、職務執行状況及びその監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査等委員は、会計監査人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査等委員会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と情報及び意見の交換を行っております。</p> <p>また、監査等委員会は、内部監査室より監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについて定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。</p> <p>さらに、監査等委員会は、四半期ごとに開催する会計監査報告会時に内部監査室も招聘して、三者間で適宜情報交換をし、共有すべき情報や統一すべき見解は遅滞なく構築出来ております。</p>
--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会を設置しており、同委員会が指名委員会及び報酬委員会双方の機能を担います。指名・報酬委員会は、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 3-1. 情報開示の充実】の「(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」および「(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役会・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載した役割を担います。指名報酬委員会の委員は、社外取締役 小笠原 範之 (委員長)、代表取締役社長 金子 英樹、及び社外取締役 小寺 健治です。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	なし
---------------------------	----

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	なし
-----------------	----

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	一部のものだけ個別開示
------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、有価証券報告書（Iの部）において支給人員数と支給総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、当該委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員全員で協議の上、決定しております。

なお、当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。当該取締役会においては、当該決定方針の内容について、あらかじめ指名・報酬委員会が作成した原案に基づき決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役（当社の場合、監査等委員である。なお、以降は監査等委員と言う。）の活動を支える体制として、監査等委員が求めた場合に、監査等委員補助者を設置すること、監査に必要な費用は当社が負担すること等、監査を適切に実施できる体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会のメンバーは9名であり、内5名は社外取締役であります。取締役会メンバーについては、積極的に社外メンバーを登用し、会社の意思決定機関である取締役会の活性化、不正防止の体制づくり及び経営陣に対する経営監視機能の強化を行い、経営の透明性を高める機能を目指しております。取締役会は月1回以上開催し、会社の重要事項を決議するとともに業務の進捗状況及び経営方針についての報告を行っております。

また、経営会議は代表取締役社長及び業務執行取締役3名で構成され、代表取締役社長の諮問機関として、迅速に当社の業務執行に関する重要事項を審議及び検討できるように、原則として月2回以上開催しております。

大小様々な経営課題について議論を行うことで、変化の激しいIT業界に対応し、柔軟な経営戦略を実現しうる体制を構築しております。

さらに、当社では監査等委員会制度を採用しております。独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、経営監視の機能をさらに高めております。監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定し、当該常勤監査等委員が経営会議を含む各種会議への出席及び議事録の閲覧を実施することで、経営監視機能の強化・向上を図っております。

当社においては代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置しております。当社の内部監査室は、当社の業務活動が法令、定款及び諸規程に準拠し、かつ経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているか否かを監査する「業務監査担当」と当社のシステムリスク管理が法令、定款及び諸規程に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているかを監査する「システム監査担当」に分け、内部監査室長が両担当を統括する体制としております。両担当ともに前述の目的を達成するために毎年策定する内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、指摘事項の改善状況を継続的に監査しております。

加えて、当社は、取締役の選解任及び報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の選解任及び報酬等は、当該委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しています。同委員会の委員は、当社取締役より3名以上を選出して構成し、委員の過半数は社外取締役としております。

また、当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役、社外役員が持つ個々の知識や経験を相互に作用し合いながら意思決定のプロセスに関与することが可能となり、また、独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うとともに、指名・報酬委員会を任意の機関として設置することにより経営に対する監督機能を強化することで、監査・監督体制の充実を図りながら経営の機動性を確保することができるものと考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	上場後、株主総会の招集通知の早期発送に努め、法定期日より早期に発送するよう努めて参ります。 また、発送に先立ち、証券取引所ウェブサイトや当社ホームページへの内容の掲載を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主様にご出席いただけるよう他社の集中日を避けて株主総会を開催する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	上場後、電磁的方法による議決権行使の導入を検討しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上場後、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主総会より招集通知(要約)の英文提供を予定しております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後必要に応じて個人投資家向けの会社説明会を開催予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にあナリスト・機関投資家向け説明会を開催予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後必要に応じて海外投資家向けに説明会を開催予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR サイトを設置し、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート・イノベーションディビジョンを IR 担当部署とします。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示及びフェア・ディスクロージャー・ルールに関する社内規則により、株主・従業員をはじめとするあらゆるステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報開示を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的に情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>取締役の業務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制整備についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。</p> <p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役及び使用人に対し、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを徹底しております。</p> <p>(2) 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令等に適合していることについて毎期確認を行っております。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行（使用人の行為に関するものを含む）に係る情報は、社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。</p> <p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(1) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備することにより、責任体制及び意思決定手続を明確にし、経営全般のリスク管理を図っております。</p> <p>(2) リスクマネジメント規程等の基準を定め、事業で発生するリスクの把握と早期発見及び損害の拡大防止の徹底を図っております。</p> <p>(3) リスクが顕在化した場合には、経営会議を中心として、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。</p>

4. 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する業務執行取締役を選任しております。業務執行取締役は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に業務を執行しております。

(2) 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要事項を決議するとともに業務執行取締役がその状況を報告しております。

(3) 取締役会より代表取締役に委任される業務執行の重要事項を決定する経営会議を、業務執行取締役を構成員として原則として月2回以上開催し、効率的な意思決定を行っております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し適切な管理を行い、必要に応じて指導、助言を行っております。

(2) 当社の会計監査人及び監査等委員会並びに内部監査室は、必要に応じて子会社の監査を実施するものとしています。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が補助すべき使用人を必要と判断した場合には、必要な人員を配置するものとしております。その場合の使用人に対する指揮・命令は監査等委員会が行い、異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとしております。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社の業務又は業績に影響を与えると思われる重要な事項及び下記事項について、監査等委員会にその都度報告する体制としております。

① 経営会議の決議事項

② 内部統制システム構築に係る活動状況

③ 内部通報規程に定める内部通報の内容

④ その他監査等委員会から要求された会議及び議事録の内容

(2) 当社及び子会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを内部通報規程として定め、当該通報若しくは報告、又は監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないものとしています。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は代表取締役、内部監査室と定期的に情報・意見交換を実施しております。
- (2) 監査等委員会が必要と判断した場合には、監査等委員は全ての重要会議に出席することができます。
- (3) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用は、監査等委員の請求により、当社は速やかに支払うものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針の一つとして定め、「反社会的勢力排除規程」及び「反社チェック実施要領」に基づき、反社会的勢力との取引等の排除のための体制を整えております。また、担当部門であるオペレーションズディビジョンが、取引先等については新規取引開始前及び定期的（年 1 回）に、当社役員候補者については株主総会の議案を諮る前にそれぞれ反社会的勢力との関係がないことの調査を実施し、従業員については反社会的勢力との関係がないことを本人に確認の上、その旨の誓約書の提出を受けております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

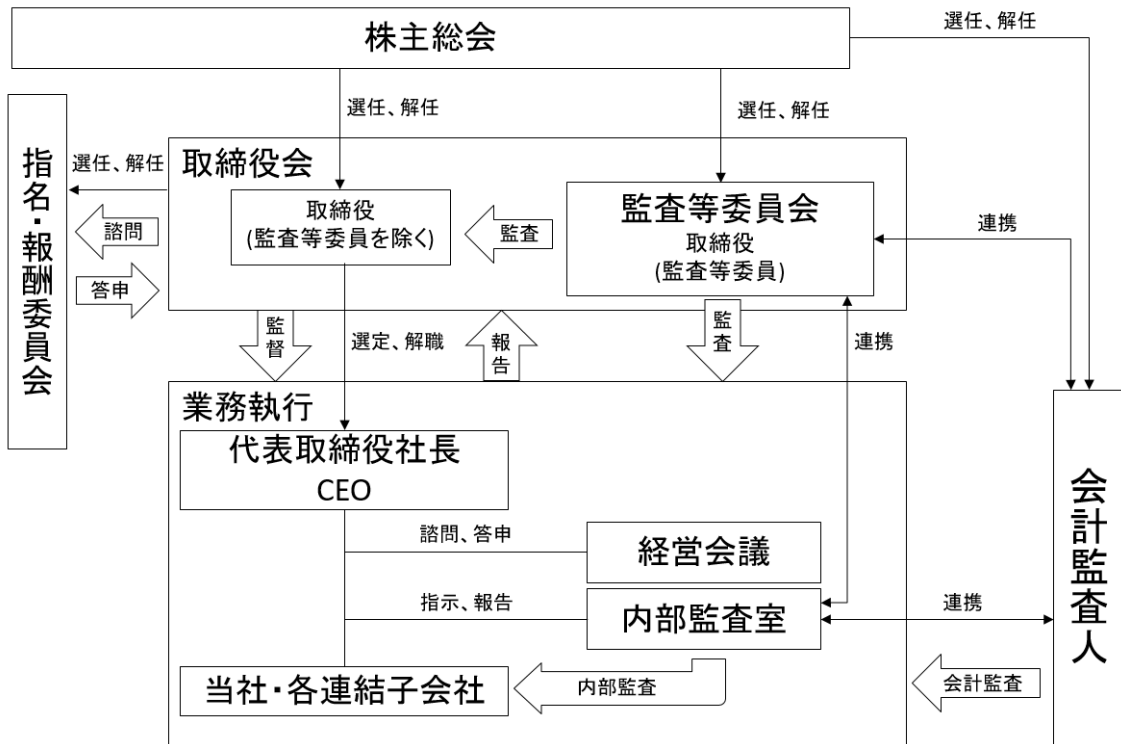
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

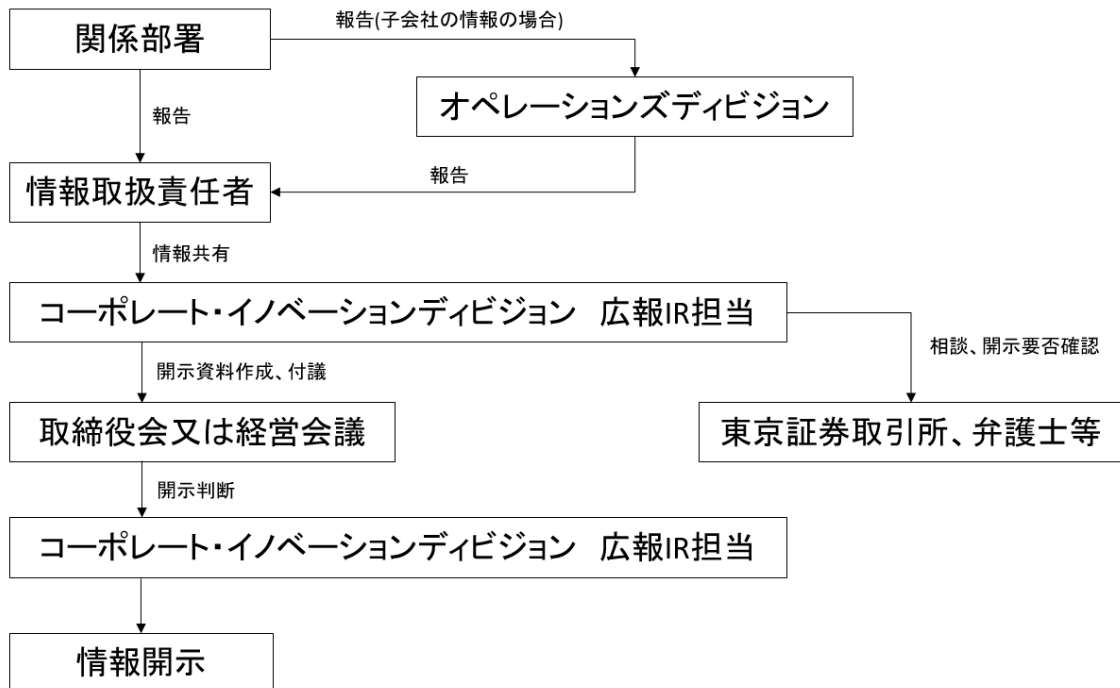
—

【模式図(参考資料)】

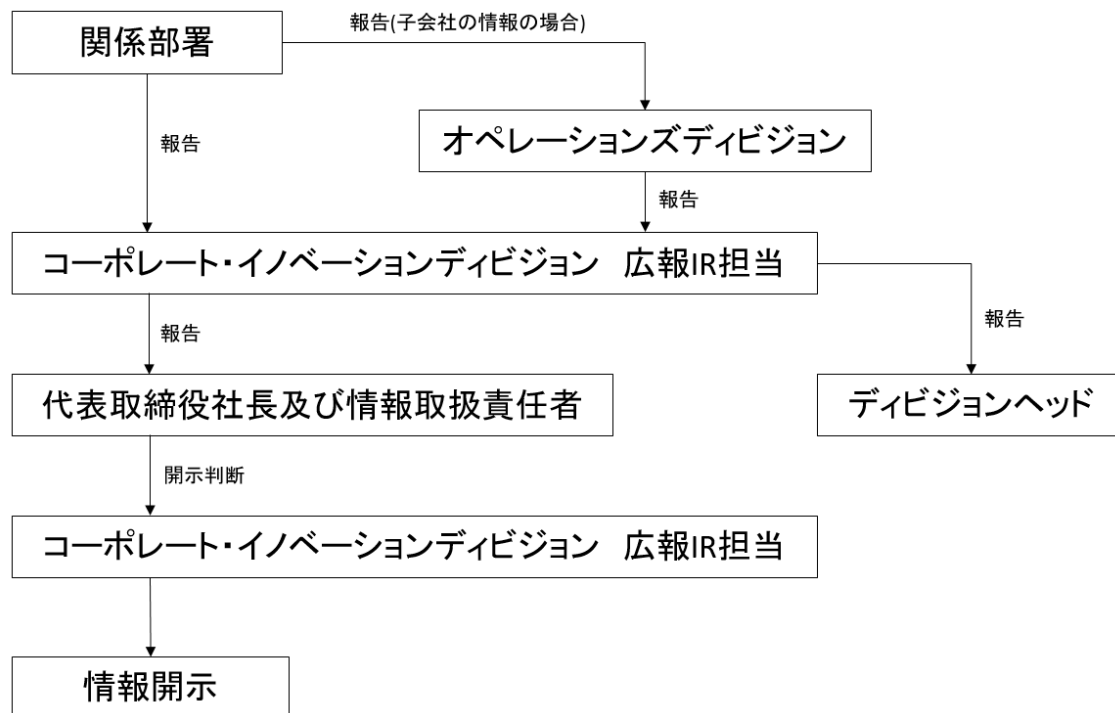


【適時開示体制の概要 (模式図)】

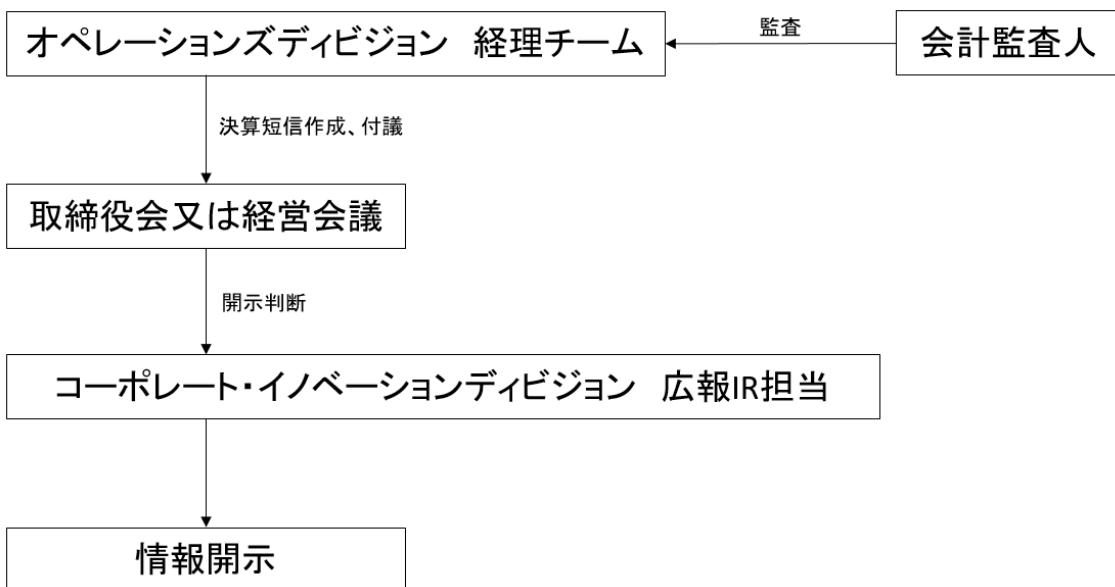
< 決定事項 >



< 発生事項 >



< 決算事項 >



以上